

2017年8月7日
インターネット上に公開された
個人に関する情報等の取扱いに関する研究会

削除請求事案等に関する報告

筑波大学図書館情報メディア系
准教授 石井 夏生利

日本

最高裁決定後の削除請求事件(判例集未登載)

- 平成29年3月31日名古屋高等裁判所
 - 仮処分命令申立却下に対する即時抗告事件
 - 3年以上前の盗撮事案。最高裁決定を引用しつつ削除請求を退けた。
- 平成29年6月29日東京高等裁判所
 - 有罪判決後約11年半、執行猶予期間満了から6年をそれぞれ経過した振り込め詐欺事案。振り込め詐欺の引き出し役のグループリーダー格であった等、事案の重大性を踏まえて削除請求を退けた判決。
- 平成29年7月19日最高裁判所
 - 犯罪行為を連想させる検索結果が争われた仮処分に関する事案。削除請求者の特別抗告を棄却。
- 平成29年7月21日高松高等裁判所
 - 保全異議申立決定に対する保全抗告事件
 - 約5年前の詐欺及び未承認医薬品の広告禁止違反に関する事案。
 - 最高裁決定を引用しつつ、削除請求を退けた。

カナダ

個人情報保護及び電子文書法(PIPEDA)

- 民間部門における個人情報の取扱いを定める。
- 2000年成立、2001年から2004年にかけて段階的に施行
- 前半：個人情報保護法 後半：電子文書法
- 民間事業者が関与する営利取引の過程で、州又は国を超えて流通する全ての個人データに適用される。

個人情報保護に関するモデルコード^{参考}

- 第1原則 説明責任：諸原則の遵守を監視するプライバシー保護の責任者を指名
- 第2原則 目的の特定：組織は、収集前又は収集時に個人情報の収集目的を特定しなければならない。
- 第3原則 同意：個人情報の収集、利用又は開示について、個人の認識及び同意が必要である。組織は、通常、収集時に利用又は開示への同意を取得するが、利用目的を変更するような場合には、利用前に、利用又は開示への同意を取得する。
- 第4原則 制限的収集：個人情報の収集は、組織が特定した目的に必要なものに制限される。情報は、適切かつ適法な手段により収集される。
- 第5原則 制限的利用、開示及び保持：個人情報は、個人の同意がある場合又は法により義務づけられる場合を除き、収集目的以外の目的で利用又は開示されてはならない。

個人情報保護に関するモデルコード^{参考}

- 第6原則 正確性：個人情報とは、利用目的に必要な限りで正確、完全かつ最新でなければならない。
- 第7原則 安全保護：個人情報は、情報の機微性に適した安全保護措置によって保護される。
- 第8原則 公開：組織は、個人情報の管理に関する方針及び実務についての特定の情報を個人が容易に利用できるようにする。
- 第9原則 個人のアクセス：請求に基づき、個人は、自己の個人情報の存在、利用、及び開示についての通知を受け、当該情報へのアクセスを与えられる。個人は、適切な場合には、情報の正確性及び完全性に異議を唱え、訂正させることができる。
- 第10原則 遵守の問題：個人は、上記の諸原則の遵守に関する問題を組織の遵守責任者に対処させることができる。

カナダの削除請求に関する事例①

- A.T. v. Globe24h.com, 2017 FC 114.
- 2017年1月30日連邦裁判所
- 事案
 - ルーマニアで運営されるGlobe24h.comが、機微な個人情報を含むカナダの裁判所の判決を公開し、検索エンジンでその情報を発見できるようにした。有料で削除対応した。
 - 機微な情報：離婚、移民、HIV感染、破産など
- 連邦情報コミッショナーによる勧告(2015年6月5日)

続き

- 連邦裁判所の判断：削除及び損害賠償を認容
 - 「現実かつ実質的な関連性」の審査基準に基づくPIPEDAの越境適用
 - 個人情報収集、利用、提供は、通常人の観点から見て「適切」ではない(第5条3項)。
 - 「ジャーナリスティック」な目的による適用除外は適用されない(第4条2項(c)号)。
 - 「公に入手可能」な情報に関する同意の例外は適用されない(第7条)。

カナダの削除請求に関する事例②

- C.L. c. BCF Avocats d'affaires, 2016 QCCA 114.
- ケベック州情報プライバシー委員会決定(2016年4月14日)
- 事案
 - 退職した法律事務所の職員の情報がウェブサイトに残り続けた。
- 委員会決定：申立を退けた。
 - 不正確な情報等を訂正する権利は「忘れられる権利」とは異なる。「忘れられる権利」は、パブリックスペースからの情報削除を求めるものである。
 - 「忘れられる権利」をケベック州で適用できるか否かは明らかではない。

ケベック州

- 情報自由及び個人情報保護法のパイオニア
- ケベック州人権及び自由憲章
 - 第5条 何人もその私生活を尊重される権利を有する。
- 公的機関が保有する文書へのアクセス及び個人情報保護を尊重する法律
- 民間部門における個人情報保護を尊重する法律
 - PIPEDAの「実質的に類似」判断(2003年12月)
- ケベック州民法第35条～第41条

- 情報プライバシー委員会
 - 委員長：Jean Chartier氏
 - 公的部門及び民間部門の個人情報保護法を監督
 - 最低5名で構成
 - 命令権限あり

カナダの削除請求に関する事例③

- Google Inc. v. Equustek Solutions Inc., 2017 SCC 34.
- 2017年6月28日連邦最高裁判所
- 事案
 - 知的財産権侵害の商品を販売するサイトに関する検索結果の削除請求
 - Google. caを用いた検索結果の削除に限定
- 決定
 - 全世界での削除を命じる中間的差止命令の認容
- 注意点
 - プライバシーとの関わりで議論されてきた「忘れられる権利」の事案とは異なる。

連邦情報コミッショナーによる討議文書 (2016年1月)

- オンライン上の風評とプライバシー
 - 特徴
 - 風評被害が現実世界にもたらすリスク
 - 他者に関する情報の投稿
 - 児童に関する風評被害
 - 忘れられる権利
 - PIPEDAに基づく救済
 - 他の救済手段

南米

アルゼンチン最高裁判所

- Belén Rodríguez v. Google
- 2014年10月28日判決
- 事案
 - ファッションモデルの画像がポルノサイトに掲載された事案。Google及びYahoo!を提訴。
- 判決：請求棄却
 - 違法な第三者のコンテンツに対しては、検索エンジンは責任を負わない。
 - 検索エンジンはオンラインコンテンツのグローバルな流通に重要な役割を果たしている。

Darian Pavli, *Case Watch: Top Argentine Court Blazes a Trail on Online Free Expression*,
<https://www.opensocietyfoundations.org/voices/case-watch-top-argentine-court-blazes-trail-online-free-expression>.

コロンビア最高裁判所

- Sentencia T-277/15 del 12 de mayo del 2015
- 2015年5月12日判決
- 事案
 - 人身行為への関与を疑われた女性に関するニュースがGoogleの検索結果に表示された事案
- 判決
 - 新聞社は、新聞記事の削除は認められないが、公開情報を更新する義務を負う。
 - インターネット媒介者は、第三者が作成し、広めた侵害的コンテンツへの責任を負わない。

國際的議論

Asia Pacific Regional Internet Governance Forum 2017 Bangkok Synthesis Document (Draft)

- 忘れられる権利に対しては慎重に取り組むべき
- 越境適用、デジタルメディアアーカイブ、歴史的記録の完全性、個人の権利及びメディアの自由に関する重要かつ競合的課題は慎重に衡量すべき
- 忘れられる権利に関する新興の判例は公益と対立する。その理由は、情報検索を行う者や、図書館、教育機関及び検索エンジンなど、検索を促進する媒介者に対し、公益の証明責任を課すからである。

(https://www.aprigrf.asia/documents/2017-06-07_APrIGF_2017_Bangkok_Synthesis_Document-Draft0.pdf)

Joint Statement of the Dynamic Coalition on Publicness Concerning the Right to Be Forgotten

- 忘れられる権利の根底には差別への懸念が存在する。
- 違法行為を行った者の自己検閲を許すべきではない。
- 対抗すべきは差別であって、情報ではない。
- 言論の自由は言論の関連性を判断するものではない。
- 一見重要でない情報の組み合わせが重要な公的事実を明らかにすることがある。公的人物か否かは全ての情報が入手可能でないと判断できない。
- 忘れられる権利は、平等にアクセスを提供するインターネットの可能性に反する。
- 公的領域の範囲とダイナミクスを理解する必要性。

(https://www.intgovforum.org/multilingual/index.php?q=filedepot_download/4516/576)